## 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

○川崎市都市公園条例

昭和32年3月29日条例第6号

(有料公園施設)

第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設(以下「有料施設」第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設(以下「有料施設」 という。)は、次のとおりとする。

改正後

都市公園名	種別
富士見公園	野球場
	テニスコート
	テニスコート照明施設
	バレーボール場
	相撲場
	弓道場
	球技場
	球技場照明施設
	球技場特別室
	球技場放送室
	球技場テレビ・ラジオ中継室
	球技場関係者室
	多目的屋内施設会議室
	多目的屋内施設シャワー室
	多目的屋内施設ロッカー室
	多目的屋内施設多目的室
	駐車場
大師公園	野球場
	野球場照明施設
	テニスコート

○川崎市都市公園条例

昭和32年3月29日条例第6号

(有料公園施設)

という。)は、次のとおりとする。

改正前

都市公園名	種別
富士見公園	野球場
	テニスコート
	テニスコート照明施設
	バレーボール場
	相撲場
	弓道場
	球技場
	球技場照明施設
	球技場特別室
	球技場放送室
	球技場テレビ・ラジオ中継室
	球技場関係者室
	多目的屋内施設会議室
	多目的屋内施設シャワー室
	多目的屋内施設ロッカー室
	多目的屋内施設多目的室
	駐車場
大師公園	野球場
	野球場照明施設
	テニスコート

	改正後		改正前
	水泳プール		水泳プール
御幸公園	野球場	御幸公園	野球場
	野球場照明施設		野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
 稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場	とんびいけ公園	野球場
	野球場照明施設		野球場照明施設
	テニスコート		テニスコート
等々力緑地	テニスコート	等々力緑地	テニスコート
	テニスコート照明施設		テニスコート照明施設
	陸上競技場		陸上競技場
	陸上競技場照明施設		陸上競技場照明施設
	陸上競技場第1特別室		陸上競技場第1特別室
	陸上競技場第2特別室		陸上競技場第2特別室
	陸上競技場第3特別室		
	陸上競技場第4特別室		
	陸上競技場会議室		陸上競技場会議室
	陸上競技場シャワー室		陸上競技場シャワー室
	陸上競技場ロッカー室		陸上競技場ロッカー室
	陸上競技場関係者室		
	陸上競技場練習室		
	陸上競技場多目的室		
<u> </u>	陸上競技場放送室		陸上競技場放送室

	陸上競技場テレビ・ラジオ中継室			陸上競技場テレビ中継室
				陸上競技場ラジオ中継室
	陸上競技場大型映像装置			陸上競技場大型映像装置
	陸上競技場写真判定室			陸上競技場写真判定室
	補助競技場			補助競技場
	運動広場			運動広場
	野球場			野球場
	野球場照明施設			野球場照明施設
	野球場会議室			野球場会議室
	野球場シャワー室			野球場シャワー室
	野球場ロッカー室			野球場ロッカー室
	屋内野球練習場			屋内野球練習場
	水泳プール			水泳プール
	サッカー場			サッカー場
	サッカー場照明施設			サッカー場照明施設
	釣池	-		釣池
	生田緑地 ゴルフ場			生田緑地 ゴルフ場
	駐車場	-		駐車場
	多摩川緑地野球場			多摩川緑地野球場
	サッカー場			サッカー場
	陸上競技場パークボール場			陸上競技場
				パークボール場
	バーベキュー広場			バーベキュー広場
2	前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとす	/ る。 	2	前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。
	種別 供用期間 供用時間 休場日 備考	-		種別 供用期間 供用時間 休場日 備考
	陸上競技場 1月1日から午前9時から12月29日から市長は、必味し競技場第19月31日まで欠終5時まで翌年の1月4周に広じた			陸上競技場 1月1日から午前9時から12月29日から市長は、必味に競技場 1月1日から午前9時から12月29日から市長は、必味に競技場第19日21日まで欠後5時まで翌年の1日4冊に広じた
	陸上競技場第12月31日まで午後5時まで翌年の1月4 要に応じ左1 時間家 (ただ) 昭日までの日 棚の供用期			陸上競技場第12月31日まで午後5時まで翌年の1月4 要に応じ左
	□ 1特別室 (ただし、照日までの日 欄の供用期	1		1特別室 (ただし、照日までの日 欄の供用期

	改正後			改正前	
陸上競技場第	明施設を有す	間、供用時	陸上競技場第	明施設を有す	間、供用時
2 特別室	る施設につい	間及び休場	2 特別室	る施設につい	間及び休場
陸上競技場第	ては、午前9	日を変更す		ては、午前9	日を変更す
3 特別室	時から午後8	ることがで		時から午後8	ることがで
陸上競技場第	時30分まで)	きる。ただ		時30分まで)	きる。ただ
4 特別室		し、第18条			し、第18条
陸上競技場会		の2第1項	陸上競技場会		の2第1項
議室		に規定する	議室		に規定する
陸上競技場シ		指定管理者	陸上競技場シ		指定管理者
ャワー室		が管理を行	ャワー室		が管理を行
陸上競技場口		う有料施設	陸上競技場口		う有料施設
ッカー室		にあって	ッカー室		にあって
陸上競技場関		は、当該指			は、当該指
係者室		定管理者			定管理者
陸上競技場練		は、必要に			は、必要に
習室		応じ、あら			応じ、あら
陸上競技場多		かじめ市長			かじめ市長
目的室		の承認を得			の承認を得
陸上競技場放		て、同欄の	陸上競技場放		て、同欄の
送室		供用期間、	送室		供用期間、
陸上競技場テ		供用時間及	陸上競技場テ		供用時間及
レビ・ラジオ		び休場日を	レビ中継室		び休場日を
中継室		変更するこ	陸上競技場ラ		変更するこ
		とができ	ジオ中継室		とができ
陸上競技場大		る。	陸上競技場大		る。
型映像装置			型映像装置		
陸上競技場写			陸上競技場写		
真判定室			真判定室		

	改正後		改正前	
陸上競技場照	午後 6 時30分	陸上競技場界	任後6時30分	
明施設	から午後8時	明施設	から午後8時	
	30分まで		30分まで	
補助競技場	午前9時から	補助競技場	午前9時から	
	午後6時まで		午後6時まで	
運動広場 4月1	日から午前8時から	運動広場	4月1日から午前8時から	
10月31	日まで 午後6時まで		10月31日まで 午後6時まで	
11月 1	日から午前8時から		11月1日から午前8時から	
翌年の	3月31午後4時まで		翌年の3月31午後4時まで	
日まで	5		日まで	
野球場 4月1	日から午前6時から	野球場	4月1日から午前6時から	
野球場会議室 10月31	日まで 午後6時まで	野球場会議室	室 10月31日まで 午後6時まで	
野球場シャワ	(ただし、照	野球場シャ!	フ(ただし、照	
一室	明施設を有す	一室	明施設を有す	
野球場ロッカ	る施設につい	野球場ロップ	カ る施設につい	
一室	ては、午前6	一室	ては、午前6	
サッカー場	時から午後8	サッカー場	時から午後8	
	時30分まで)		時30分まで)	
11月 1	日から午前8時から		11月1日から午前8時から	
翌年の	3月31午後4時まで		翌年の3月31午後4時まで	
日まで	(ただし、照		日まで(ただし、照	
	明施設を有す		明施設を有す	
	るサッカー場		るサッカー場	
	については午		については午	
	前8時から午		前8時から午	
	後8時30分ま		後8時30分ま	
	で、照明施設		で、照明施設	
	を有する野球		を有する野球	

改正後	改正前
場の11月1日	場の11月1日
から11月30日	から11月30日
までの期間及	までの期間及
び3月1日か	び3月1日か
ら 3 月 31 日 ま	ら3月31日ま
での期間につ	での期間につ
いては午前8	いては午前8
時から午後8	時から午後8
時30分まで)	時30分まで)
テニスコート 4月1日から午前9時から	テニスコート 4月1日から午前9時から
バレーボール 10月31日まで 午後6時まで	バレーボール10月31日まで 午後6時まで
場(ただし、照	場(ただし、照
明施設を有す	明施設を有す
る施設につい	る施設につい
ては、午前9	ては、午前9
時から午後8	時から午後8
時30分まで)	時30分まで)
11月1日から午前9時から	11月1日から午前9時から
翌年の3月31午後5時まで	翌年の3月31午後5時まで
日まで(ただし、照	日まで(ただし、照
明施設を有す	明施設を有す
る施設につい	る施設につい
ては、午前9	ては、午前9
時から午後8	時から午後8
時30分まで)	時30分まで)
野球場照明施3月1日から午後6時30分12月1日から	野球場照明施3月1日から午後6時30分12月1日から
設 11月30日までから午後8時翌年の2月末	設 11月30日までから午後8時翌年の2月末
30分まで 日までの日	30分まで 日までの日

		改正後				改正前		
サッカー場照	1月1日から	午後 6 時30分	12月29日から	サッカー場照	1月1日から	午後 6 時30分	12月29日から	
明施設	12月31日まで	から午後8時	翌年の1月4	明施設	12月31日まで	から午後8時	翌年の1月4	
テニスコート		30分まで	日までの日	テニスコート		30分まで	日までの日	
照明施設				照明施設				
弓道場		午前9時から		弓道場		午前9時から		
屋内野球練習		午後5時まで		屋内野球練習		午後5時まで		
場				場				
相撲場				相撲場				
水泳プール	7月10日から	午前9時から	9月1日から	水泳プール	7月10日から	午前9時から	9月1日から	
	8月31日まで	午後5時まで	翌年の7月9		8月31日まで	午後5時まで	翌年の7月9	
			日までの日				日までの日	
釣池	4月1日から	土曜日、日曜	12月29日から	釣池	4月1日から	土曜日、日曜	12月29日から	
	6月30日まで	日及び国民の	翌年の1月4		6月30日まで	日及び国民の	翌年の1月4	
	9月1日から	祝日に関する	日までの日		9月1日から	祝日に関する	日までの日	
	10月31日まで	法律(昭和23	月曜日(ただ		10月31日まで	法律(昭和23	月曜日(ただ	
		年法律第178	し、休日を除			年法律第178	し、休日を除	
		号) に規定す	< 。 )			号)に規定す	< 。 )	
		る休日(以下	休日の翌日			る休日(以下	休日の翌日	
		「休日」とい	(ただし、土			「休日」とい	(ただし、土	
		う。) に当た	曜日、日曜日			う。)に当た	曜日、日曜日	
		る日は午前6	及び休日を除			る日は午前6	及び休日を除	
		時から午後5	<.)			時から午後5	< ∘ )	
		時まで				時まで		
		上記以外は午				上記以外は午		
		前8時30分か				前8時30分か		
		ら午後5時ま				ら午後5時ま		
		で				で		
	7月1日から	午前6時から			7月1日から	午前6時から		

		改正後				改正前		
	8月31日まで	午後5時まで			8月31日まで	午後5時まで		
	11月1日から	午前 8 時30分			11月1日から	午前 8 時30分		
	翌年の3月31	から午後5時			翌年の3月31	から午後5時		
	日まで	まで			日まで	まで		
野外音楽堂	1月1日から	午前9時から		野外音楽堂	1月1日から	午前9時から		
	12月31日まで	午後 8 時30分			12月31日まで	午後8時30分		
		まで				まで		
パークボール	4月1日から	午前9時から	12月29日から	パークボール	4月1日から	午前9時から	12月29日から	
場	10月31日まで	午後5時まで	翌年の1月4	場	10月31日まで	午後5時まで	翌年の1月4	
	11月1日から	午前9時から	日までの日		11月1日から	午前9時から	日までの日	
	翌年の3月31	午後4時まで	月曜日(ただ		翌年の3月31	午後4時まで	月曜日(ただ	
	日まで		し、休日に当		日まで		し、休日に当	
			たるときは、				たるときは、	
			当該日直後の				当該日直後の	
			休日に当たら				休日に当たら	
			ない日)				ない日)	
			木曜日(ただ				木曜日(ただ	
			し、休日に当				し、休日に当	
			たるときは、				たるときは、	
			当該日直後の				当該日直後の	
			土曜日、日曜				土曜日、日曜	
			日又は休日の				日又は休日の	
			いずれにも当				いずれにも当	
			たらない日)				たらない日)	
バーベキュー	-4月1日から	午前9時から	12月29日から	バーベキュー	4月1日から	午前9時から	12月29日から	
広場	9月30日まで	午後6時まで	翌年の1月4	広場	9月30日まで	午後6時まで	翌年の1月4	
	10月1日から	午前9時から	日までの日		10月1日から	午前9時から	日までの日	
	翌年の3月31	午後4時まで			翌年の3月31	午後4時まで		

		改正後				改正前		
	日まで				日まで			
ゴルフ場	1月2日から	午前 6 時30分	1月1日	ゴルフ場	1月2日から	午前6時30分	1月1日	
	12月31日まで	から午後6時			12月31日まで	から午後6時		
		30分まで				30分まで		
球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	球技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	
球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4	球技場特別室	12月31日まで	午後10時まで	翌年の1月4	
球技場放送室			日までの日	球技場放送室			日までの日	
球技場テレ				球技場テレ				
ビ・ラジオ中	ı			ビ・ラジオ中				
継室				継室				
球技場関係者				球技場関係者				
室				室				
多目的屋内施	ĵ.			多目的屋内施				
設会議室				設会議室				
多目的屋内施	į			多目的屋内施				
設シャワー室				設シャワー室				
多目的屋内施	Î			多目的屋内施				
設ロッカー室				設ロッカー室				
多目的屋内施	Î			多目的屋内施				
設多目的室				設多目的室				
球技場照明施	Î.	午後 6 時30分		球技場照明施		午後 6 時30分		
設		から午後10時		設		から午後10時		
	_	まで				まで		
駐車場		午前0時から	なし	駐車場		午前0時から	なし	
		午後12時まで				午後12時まで		
		(ただし、生				(ただし、生		
		田緑地におけ				田緑地におけ		
I		る入場につい				る入場につい		

改正後								
		ては、午前5						
		時から午後10 時まで)						
		時まで)						

(使用料)

第8条 市長は、有料施設(野球場(富士見公園に設けるものに限る。)、第8条 市長は、有料施設(野球場(富士見公園に設けるものに限る。)、 パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、 球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係 者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施 設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。)を利用する 者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴 収する。

## 有料施設の使用料

<del>新</del> 即	]	専用使用料	+		個人使用料	
種別	单	单位	金額	単位	金額	
陸上競技場	/ 1 箇	所/1回	26,000	1 人 1	18歳以上の者	200円
	/ (4時	時間以内)	<u>円</u>	回	13歳以上18歳ラ	未満の者
					(高校生を含	む。)
					100円	
陸上競技場	1回(1	全点灯	102,000			
照明施設	時間以		<u>円</u>			
	内)	4分の3	<u>76, 500</u>			
		点灯	<u>円</u>			
		2分の1	51,000			
		点灯	<u>円</u>			
		4分の1	<u>25, 500</u>			
		点灯	<u>円</u>			
陸上競技場	/ 1 箇	所/1回	18,000			
第1特別室	(4時間	引以内)	円			

		改正前		
	7	には、午前5		
	民	寺から午後10		
	展	芽まで)		

(使用料)

パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、 球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係 者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施 設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。)を利用する 者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴 収する。

## 有料施設の使用料

日が地段りた	.711/1/1				
<b></b>	Ī	専用使用料	ŀ		個人使用料
種別	単位		金額	単位	金額
陸上競技場	/ 1 箇	所/1回	13,000	1 人 1	18歳以上の者 200円
	/ (4馬	時間以内)	<u>円</u>	口	13歳以上18歳未満の者
					(高校生を含む。)
					100円
陸上競技場	1回(1	全点灯	51,000		
照明施設	時間以		<u>円</u>		
	内)	4分の3	38,000		
		点灯	<u>円</u>		
		2分の1	<u>25, 000</u>		
		点灯	<u>円</u>		
		4分の1	<u>12, 000</u>		
		点灯	<u>円</u>		
陸上競技場	同 (4周	時間以内)	18,000		
第1特別室			円		

改正後	改正前
陸上競技場同(同) 6,000円	陸上競技場同(同) 6,000円
第2特別室	第2特別室
陸上競技場同(同) 13,000	
<u>第 3 特別室</u> <u>円</u>	
陸上競技場 1 回 (同) 24,000	
<u>第 4 特別室</u> <u>円</u>	
陸上競技場 / 1 箇所 / 1 回 6,000円	陸上競技場 / 1 箇所 / 1 回 1,000円
会議室 / (同)	会議室  /(同)
陸上競技場 1 箇所 3,000円	陸上競技場 1 箇所 3,000円
シャワー室 1 回	シャワー室 1 回
陸上競技場同 3,000円	陸上競技場。同 <u>1,000円</u>
ロッカー室	ロッカー室
陸上競技場 / 1 箇所 / 1 回 10,000	
関係者室 / (4時間以内) 円	
陸上競技場同(同) 4,000円	
練習室	
陸上競技場同(同) 6,000円	
多目的室	
陸上競技場 1 回 (同) 3,000円	陸上競技場 1 回 (4 時間以 3,000円
放送室	
<u>陸上競技場</u> / 1 箇所 / 1 回 6,000円	<u>陸上競技場</u> / 1 箇 所 / 1 回 6,000円
テレビ・ラ (同)	ラレビ中継   (同)
ジオ中継室	<u> </u>
	<u>陸上競技場 1 回(同)</u> 3,000円
	ラジオ中継
陸上競技場 1 箇所 50,000	陸上競技場 <u>1月1回</u> 50,000
大型映像装 1 日 1 回 円	

		改正後	έ	
置				
陸上競技場	1日1回	18,000		
写真判定室		円		
補助競技場	1回(4時間以	5,000円	1 人 1	18歳以上の者 200円
	内)		回(2時	13歳以上18歳未満の者
			間以内)	(高校生を含む。)
				100円
運動広場	同(2時間以内)	2,000円		
野球場(富	/1箇所/1回	2,500円		
士見公園に	/(2時間以内)			
設けるもの				
を除く。)				
野球場照明	同(1時間以内)	6,000円		
施設				
野球場会議	同(4時間以内)	1,000円		
室				
野球場シャ	/1箇所/1回	3,000円		
ワー室	/			
野球場ロッ	同	1,000円		
カー室				
屋内野球練	1回(1時間以	650円		
習場	内)			
サッカー場	/1箇所/1回	2,500円		
	/(2時間以内)			
サッカー場	1回(1時間以	1,500円		
照明施設	内)			
テニスコー	/1面/1回/	750円		

			改正前			
置						
陸上競	技場	同	18,000			
写真判	定室		円			
補助競	技場	1回(4時間以	5,000円	1人1	18歳以上の者 200円	
		内)		回(2時	13歳以上18歳未満の者	
				間以内)	(高校生を含む。)	
					100円	
運動広	場	同(2時間以内)	2,000円			
野球場	(富	/1箇所/1回	2,500円			
士見公	園に	/(2時間以内)				
設ける	もの					
を除く	。)					
野球場	照明	同(1時間以内)	6,000円			
施設						
野球場	会議	同(4時間以内)	1,000円			
室						
野球場	シャ	/1箇所/1回	3,000円			
ワー室		/				
野球場	ロッ	同	1,000円			
カー室						
屋内野	球練	1回(1時間以	650円			
習場		内)				
サッカ	一場	/1箇所/1回	2,500円			
		/(2時間以内)				
サッカ	一場	1回(1時間以	1,500円			
照明施	設	内)				
テニス	コー	/1面/1回/	750円			

	+	改正後	₹	
<u>۲</u>	(1時間以内)			
テニスコー	同 (同)	800円		
ト照明施設				
バレーボー	同 (同)	750円		
ル場				
相撲場	1回(4時間以	5,000円	1 人 1	18歳以上の者 200
	内)		回(2時	13歳以上18歳未満の
			間以内)	(高校生を含む。
				100円
弓道場	同(同)	5,000円	同(同)	18歳以上の者 200
				13歳以上18歳未満の
				(高校生を含む。
				100円
水泳プール	/1箇所/1回	18,000	1 人 1	15歳以上の者 300
	/ (同)	円	口	3歳以上15歳未満⊄
				(中学生を含む。
				100円
釣池			同	15歳以上の者 750
				6歳以上15歳未満の
				(中学生を含む。
				200円
野外音楽堂	1回(4時間以	7,800円		
	内)			

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用 料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技 場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1

		改止則		
1	(1時間以内)			
テニスコー	同 (同)	800円		
卜照明施設				
バレーボー	同(同)	750円		
ル場				
相撲場	1回(4時間以	5,000円	1 人 1	18歳以上の者 200円
	内)		回(2時	13歳以上18歳未満の者
			間以内)	(高校生を含む。)
				100円
弓道場	同(同)	5,000円	同(同)	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者
				(高校生を含む。)
				100円
水泳プール	/1箇所/1回	18,000	1 人 1	15歳以上の者 300円
	/ (同)	円	口	3歳以上15歳未満の者
				(中学生を含む。)
				100円
釣池			同	15歳以上の者 750円
				6歳以上15歳未満の者
				(中学生を含む。)
				200円
野外音楽堂	1回(4時間以	7,800円		
	内)			

光正部

## 備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用 料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技 場を<u>使用して</u>、入場料その他これに類する料金を徴収する場合

改正後	改正前	
特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上	における使用料の額は、この表に掲げる使用料に	
競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入	入場料収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて	
場料その他これに類する料金を徴収する場合における <u>当該有料</u>	得た額を加算した額とする。	
施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の		
当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じ		
て得た額を加算した額とする。		
3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示す	3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示す	
る場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に <u>1箇所</u> 1日1	る場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1日1件につ	
件につき50,000円を加算した額とする。	き50,000円を加算した額とする。	
4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。	4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。	

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第8条第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用 に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお 従前の例による。

前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。

前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。